

スポーツ施設利用案内

○総合公園体育館・グラウンド・テニスコート

令和7年8月1日改訂

ア 使用できる設備

体育館	・アリーナ 【1,665㎡(45m×37m)】	・バレーボール 3面 ・バドミントン 10面	・バスケットボール 2面 ・観覧席 388席
	・サブアリーナ 【380㎡(22.4m×17m)】	・バドミントン 2面 ・移動観覧席 336席	
	・トレーニング室	・コンビネーションマシン、ランニングマシン、エアロバイク他	
	・ランニングコース	・180m(1周)	
	・更衣室	・男女ロッカー 各100個 ・男女シャワー 各2室	
・その他	・研修室【114㎡】 ← Wi-Fi利用可能 ・会議室【30㎡】 ・和室【100㎡】		
グラウンド（ナイター設備有）		・軟式野球 1面 ・サッカー 1面	・ソフトボール 2面
テニスコート（一部ナイター設備有）		・砂入り人工芝(オムニコート) 5面 (内3面ナイター設備)	

※卓球台については、体育館に20台あります。

※研修室、会議室、和室での飲食は可能です。

※使用できない競技種目等があります。予約する前にお問い合わせください。

イ 使用できる時間

施設名	利用時間	利用できない日(休館日)
体育館	午前9時～午後9時30分	・月曜日(祝日の場合はその翌日) ・12月28日～翌年1月4日
グラウンド	早朝使用 午前7時～午前9時 通常使用 午前9時～午後9時30分	
テニスコート	早朝使用 午前7時～午前9時 通常使用 午前9時～午後9時30分	

※使用時間は、1時間単位です。

ウ 利用の申込み

(ア) 予約受付

●新年度(4月から)の予約は、前年度1月5日から開始となります。

なお、1月5日(新年度予約開始日)については、下記の①～③の場合で優先順位があります。詳細については、「1月5日の予約について」をご覧ください。

① 通常予約

・期間 利用する日の月から2か月前の月の初日～利用する日の当日

例)令和6年8月20日に利用する場合 ⇒ 令和6年6月1日から予約可能

・方法 先着順に予約を受付(電話予約可)

② 美浜町内の宿泊施設に宿泊する方が利用する場合

・期間 利用する日の年度の前年度の1月5日～利用する日の当日

例)令和6年8月20日に利用する場合 ⇒ 令和6年1月5日から予約可能

・方法 先着順に予約を受付(電話予約可)

※宿泊施設が予約してください。

③ 美浜町外の宿泊施設に宿泊する方が利用する場合、または、30名以上の団体が利用する場合

・期間 利用する日の月から6か月前の月の初日～利用する日の当日

例)令和6年8月20日に利用する場合 ⇒ 令和6年2月1日から予約可能

・方法 先着順に予約を受付(電話予約可)

※利用する方が30名未満の場合は、宿泊施設が予約してください。

★テニスコートについては、①は2面、②・③は3面まで予約可能です。

(イ) 受付時間

受付をする日時	受付をしない日
火曜日～日曜日 【窓口】 午前8時45分～午後9時30分 【電話】 午前9時～午後9時30分	・月曜日(祝日の場合はその翌日) ・12月28日～翌年1月4日

(ウ) 施設使用料

別添の「美浜町総合公園体育館・グラウンド・テニスコート料金表」をご覧ください。

(エ) 利用申請

- (a) 利用する日までに総合公園体育館窓口にて使用許可申請書を記入し、施設使用料をお支払いください。
- (b) 早朝使用の場合は、前日の午後7時00から午後9時30分の間に申請書と施設使用料を支払い、鍵を受け取ってください。
- (c) 早朝使用する日の前日が休館日の場合は、午前9時00分から午後5時00分までの間に申請書と施設使用料を支払い、鍵を受け取ってください。

エ キャンセル料

(ア) 発生時期及び料金

予約した施設の利用をキャンセルする場合は、利用予定日の7日前の午後9時30分(開館時間内)までに総合公園体育館窓口へ連絡をし、キャンセルを行ってください。

それ以降は、キャンセルする時期により、以下のキャンセル料が発生します。

例) 大会日:9月1日(日)、大会予備日:9月8日(日)の場合で、9月1日(日)の開館時間内にキャンセルする旨の連絡をした場合
⇒ キャンセル料は発生しません。

例) 大会日:9月1日(日)、大会予備日:9月8日(日)の場合で、9月2日(月)以降にキャンセルする旨の連絡をした場合
⇒ キャンセル料が発生します。

※休館日はキャンセル・予約等の受付はできません。

予約をキャンセルする時期	キャンセル料
利用予定日の6日前～前日	施設使用料の 50%
利用予定日の当日	施設使用料の100%
無断キャンセル(キャンセルの連絡がないとき)	施設使用料の100%

※予約開始時間から15分経過しても連絡がない場合は、無断キャンセル扱いとなります。

※利用予定日の6日前～前日には、休館日も含みます。

※キャンセル料が発生した場合、キャンセル届出書の提出が必要となります。

(イ) 支払期限

キャンセル料が発生した日から14日以内に総合公園体育館窓口にてお支払いください。

(ウ) 予約の開放

キャンセルが発生した予約時間帯は、即時に開放します。

ただし、次に記載の「オ 行事や大会の予備日を使用しなくなった場合の開放」を除きます。

(エ) キャンセル料が発生しない場合

① 利用予定日の7日前の午後9時30分(開館時間内)までにキャンセルをした場合

② 雨天に伴う利用中止(体育館を除く。)により、利用予定日当日にキャンセルをした場合
※雨予報等での利用予定日の前日以前でのキャンセルはできません。

なお、予約開始時間から15分経過しても連絡がない場合は、無断キャンセル扱いとなりキャンセル料が発生します。

③ 利用予定日に、愛知県に「熱中症警戒アラート」もしくは「熱中症特別警戒アラート」が発表されており、かつ熱中症への警戒(暑さ等)を理由とする利用中止により、利用予定日の当日にキャンセルした場合

※熱中症への警戒を理由として利用予定日の前日以前にキャンセルした場合やアラートが発表されていない場合は、キャンセル料がかかります。

④ 利用当日に関わらず、東海地方が気象庁の発表する台風の予報円内に入っており、かつ台風への警戒を理由とする利用中止によりキャンセルした場合

⑤ 美浜町を含む地域に気象に関する特別警報または警報が発令されており、かつその気象への警戒を理由とする利用中止により、利用予定日の当日にキャンセルした場合

- ⑥ 南海トラフ地震臨時情報が発表され、施設管理者が定めた期間において、地震への警戒を理由とする利用中止によりキャンセルした場合
- ⑦ 美浜町を含む地域に暴風警報が発令され、施設を閉鎖した場合
- ⑧ 施設管理者の都合により施設を閉鎖した場合
- ⑨ その他施設管理者が特別の理由があると認めた場合

オ 行事や大会の予備日を使用しなくなった場合の開放

【美浜町、美浜町教育委員会、美浜町関係団体が主催の行事・大会について】

関係団体等の主催大会で、予備日を使用しなくなった場合は、そのことが決定した当日の午後5時（窓口予約は午後5時～、電話予約は午後5時15分～）より予約を開放します。

例) 大会日:5月1日(日)、大会予備日:5月8日(日)の場合

天候もよく、5月1日(日)に大会が開催され、予備日を使用しなくなった場合
⇒5月1日(日)午後5時より、5月8日(日)の予約を開放する。

カ 雨天時における屋外施設の利用

(ア) 総合公園グラウンド

- (a) 雨天時の利用については、利用者の判断によりますが、なるべく利用を控えてください。怪我の可能性が高くなる上、施設維持の観点からも、グラウンド状態の悪化が懸念されます。目安として、グラウンドに入った際に足跡が残るような場合は、利用を控えるようにしてください。
- (b) 雨天時に利用した場合は、グラウンドにあるブランやトンボ等を使用し、必ず整備をしてください。雨が上がり乾燥してくると、くぼみが現れることがありますので、利用前よりきれいになるよう心がけてください。整備が不十分だった場合、次回以降の使用ができない等の対応を取らせていただく場合がございますのでご承知おきください。
- (c) 雨天に伴う中止のキャンセル料は発生しませんので、速やかに総合公園体育館までご連絡ください。なお、予約開始時間から15分経過しても連絡がない場合は、無断キャンセル扱いとなりキャンセル料が発生しますのでご留意ください。
- (d) 施設利用券購入後の返金はできませんのでご承知おきください。

(イ) 総合公園テニスコート

- (a) テニスコートは全天候型施設ですが、雨天時の利用については、利用者の判断によります。
- (b) 雨天に伴う中止のキャンセル料は発生しませんので、速やかに総合公園体育館までご連絡ください。なお、予約開始時間から15分経過しても連絡がない場合は、無断キャンセル扱いとなりキャンセル料が発生しますのでご留意ください。
- (c) 施設利用券購入後の返金はできませんのでご承知おきください。

キ 暴風警報発令時における利用

美浜町を含む地域に暴風警報が発令されている場合、スポーツ施設は閉鎖をいたします。また、暴風警報が解除された場合でもスポーツ施設を開館しない場合がございます。なお、暴風警報発令に伴う施設の閉鎖については、天候に関係なくキャンセル料は発生しません。

ク 使用許可のできないもの

- (ア) 公の秩序、又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの。
- (イ) 施設、又はその附属設備等をき損するおそれのあるもの。
- (ウ) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるもの。
- (エ) その他管理上支障のあるもの。

ケ 使用上の注意

- (ア) 使用の権利を他に譲渡、又は転貸することはできません。
- (イ) 使用の変更、又は取消をする場合は速やかに連絡してください。
- (ウ) 使用時間を厳守してください。
- (エ) 車は、駐車場内に駐車してください。
- (オ) 使用時間には、準備及び後片付けなどに要する時間を含みます。器具の出し入れ、使用後の清掃又は整地は使用者が行ってください。

- (カ) ごみ箱は設置しておりませんので、持ち帰るようにしてください。
- (キ) 敷地内は全面禁煙です。
- (ク) 指定の場所以外での火気の使用は禁止します。また、杭などを打ち込まないでください。
- (ケ) 危険物の持込み、動物の施設内への連行、施設内での飲酒、その他他人に迷惑のかかる行為は禁止します。
- (コ) 許可を受けずに、物品の販売・陳列及び広告類の掲示・配布することなどは、禁止されています。
- (サ) 体育館内で、屋外用履き物の使用はできません。必ず体育館シューズ又はスリッパをご使用ください。
- (シ) トレーニング室は、15歳以上(中学生は除く)で講習を受講した登録者のみ使用ができます。
- (ス) ランニングコースについては、メインアリーナの使用状況により、使用できない場合があります。
- (セ) 施設等は大切に使用し、き損した場合は実費弁償していただきます。
- (ソ) 使用料の還付は、原則できません。
- (タ) その他、管理上必要な指示に反する行為を禁止します。

・以上の事項を遵守しない場合又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、使用の許可を取り消し、使用を中止させることがあります。